

政令第二百六十五号

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令

第一条及び第二条第一項中「平成二十年八月三十一日」を「平成二十一年八月三十一日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

番号	品目	税率
一	関税率表第八四八二・一〇号に掲げる貨物	一・六%

二	関税率表第八四八二・二〇号に掲げる貨物	一・六%
---	---------------------	------

附 則

この政令は、平成二十年九月一日から施行する。